

# 仙台市中央卸売市場業務条例

## 目次

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 市場関係事業者

第一節 卸売業者（第八条—第二十一条）

第二節 仲卸業者（第二十二条—第三十条）

第三節 売買参加者（第三十一条—第三十三条）

第四節 関連事業者（第三十四条—第三十九条）

第三章 売買取引及び決済の方法（第四十条—第六十二条）

第四章 卸売の業務に係る物品の品質管理（第六十三条）

第五章 市場施設の使用（第六十四条—第七十一条）

第六章 監督（第七十二条—第七十五条）

第七章 市場運営協議会及び市場取引委員会（第七十六条・第七十七条）

第八章 雑則（第七十八条—第八十三条）

第九章 罰則（第八十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、本市が設置する中央卸売市場（以下「市場」という。）に係る卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号。以下「法」という。）第四条第四項各号に掲げる事項その他必要な事項について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、物品の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって消費生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 卸売業者 第十条第一項に規定する卸売業務許可を受け、市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、市場において卸売をする業務を行う者をいう。
- 二 仲卸業者 第二十四条第一項に規定する仲卸業務許可を受け、市場において卸売を受けた生鮮食料品等を市場内の店舗において販売する者をいう。
- 三 売買参加者 第三十一条第一項に規定する売買参加者承認を受け、市場において卸売を受けようとする者（仲卸業者を除く。）をいう。
- 四 買出人 市場において仲卸業者から販売を受ける者をいう。
- 五 関連事業者 第三十五条第一項に規定する関連事業許可を受け、出荷者、売買参加者、

買出人その他の市場の利用者に便益を提供し、又は市場の機能の充実を図るため、市場内の店舗その他の施設において当該関連事業許可に係る業務を行う者をいう。

- 2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(名称、位置及び面積)

第三条 市場の名称、位置及び面積は、次のとおりとする。

名称	位置	面積
仙台市中央卸売市場本場	仙台市若林区卸町四丁目三番地の一	一八〇、六五七平方メートル
仙台市中央卸売市場食肉市場	仙台市宮城野区扇町六丁目三番六号	五四、九三九平方メートル
仙台市中央卸売市場花き市場	仙台市宮城野区苦竹四丁目一番二十号	二六、二六八平方メートル

(取扱品目)

第四条 市場の取扱品目は、次の表の上欄に掲げる市場及び同表の中欄に掲げる部の区分に応じ、同表の下欄に掲げる物品とする。

市場	部	物品
仙台市中央卸売市場本場(以下「本場」という。)	水産物部	生鮮水産物及び農林水産物加工品並びに包装資材等関連用品
	青果部	野菜、果実、鳥卵及び農林水産物加工品並びに包装資材等関連用品
仙台市中央卸売市場食肉市場(以下「食肉市場」という。)	食肉部	肉類、鳥卵及び農林水産物加工品
仙台市中央卸売市場花き市場(以下「花き市場」という。)	花き部	花き

(休場日等)

第五条 市場は、次に掲げる日(以下この条において「休場日」という。)を除き、開場するものとする。

- 一 日曜日(一月五日及び十二月二十七日から同月三十日までの日曜日を除く。)
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日
- 三 一月二日から同月四日まで及び十二月三十一日

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、出荷者及び消費者の利益を確保するため特に必要があると認めるときは休場日に開場し、又はこれらの者の利益を阻害しないと認めるときは休場日以外の日に休場することができる。

- 3 市長は、前項の規定により休場日に開場し、又は休場日以外の日に休場しようとするときは、取扱品目に係る生産出荷の事情、小売商の貯蔵販売能力、消費者の食習慣及び購買

習慣、市場の業務に従事する者の労務事情等を考慮するものとする。

(開場の時間等)

第六条 市場の開場の時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- 一 本場及び花き市場 午前零時から午後十二時まで
- 二 食肉市場 午前八時から午後四時まで

2 卸売の開始時刻及び終了時刻は、前項の開場の時間の範囲内で市長が定める。

(差別的取扱いの禁止)

第七条 市長は、市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

## 第二章 市場関係事業者

### 第一節 卸売業者

(責務)

第八条 卸売業者は、市場において、卸売の業務を適正かつ健全に運営するよう努めなければならない。

- 2 卸売業者は、安全で安心な生鮮食料品等を効率的かつ安定的に集荷し、及び供給するよう努めなければならない。
- 3 卸売業者は、市場の秩序を維持するとともに、公正かつ効率的な売買取引を行うよう努めなければならない。

(数の最高限度)

第九条 卸売業者の数の最高限度は、次の表の上欄に掲げる市場及び同表の中欄に掲げる部の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数とする。

市場	部	数
本場	水産物部	二
	青果部	二
食肉市場	食肉部	一
花き市場	花き部	二

(卸売業務許可)

第十条 市場において卸売の業務を行おうとする者は、市長の許可（以下「卸売業務許可」という。）を受けなければならない。

- 2 卸売業務許可は、市場及び部の区分ごとに行う。
- 3 卸売業務許可を受けようとする者は、市長が定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、卸売業務許可を受けることができない。
  - 一 法人でない者

- 二 法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
  - 三 第十三条第一項又は第七十五条第一項第一号の規定により卸売業務許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
  - 四 仲卸業者
  - 五 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者
  - 六 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者
  - 七 その業務を行う役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者
    - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
    - ロ 禁錮刑以上の刑に処せられ、又は法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
    - ハ 第十三条第一項又は第七十五条第一項第一号の規定により卸売業務許可を取り消された場合において、その取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該処分を受けた者の役員であった者（当該事項の発生を防止するため相当の努力をした者でその旨を疎明したものを除く。）で、その取消しの日から起算して二年を経過しないもの
    - ニ 仲卸業者又はその役員若しくは使用人
    - ホ 暴力団員等
  - 5 市長は、卸売業務許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、卸売業務許可をしてはならない。
    - 一 申請者に対して卸売業務許可をすることによって卸売業者の数が前条の最高限度を超えることとなるとき
    - 二 申請者が市場における卸売の業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しないと認めるとき
  - 6 市長は、卸売業務許可の申請をした者が第十三条第二項第二号又は第三号に該当したことにより同項の規定により卸売業務許可を取り消され、その取消しの日から起算して一年を経過しない者であるときは、卸売業務許可をしないことができる。
  - 7 市長は、卸売業務許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該卸売業務許可に条件を付することができる。

（財産の状況に関する報告）
- 第十一条 卸売業者は、市長が定めるところにより、その財産の状況を市長に報告しなければならない。
- （保証金）

第十二条 卸売業者は、卸売業務許可を受けた日から起算して一月以内に、当該卸売業務許可に係る市場及び部の区分ごとに保証金を市長に預託しなければならない。

2 前項の保証金の額は、次の表の上欄に掲げる市場及び同表の中欄に掲げる部の区分に応じ、同表の下欄に掲げる金額の範囲内で市長が定める。

市場	部	金額の範囲
本場	水産物部	四百万円以上二千万円以下
	青果部	三百万円以上千五百万円以下
食肉市場	食肉部	二百万円以上千万円以下
花き市場	花き部	百二十万円以上八百万円以下

3 卸売業者は、第一項の保証金を預託した後でなければ、その卸売の業務を開始してはならない。

4 卸売業者は、その預託している保証金の額が第二項の規定により市長が定める額に不足することとなるときは、市長の指定する期間内に、その不足額に相当する金額を追加して市長に預託しなければならない。

5 卸売業者は、前項の規定による預託をしないときは、同項の期間が経過した日からその預託をする日までの間は、その卸売の業務を行ってはならない。

6 第一項又は第四項の規定により預託する保証金は、次に掲げる有価証券をもってこれに充てることができる。この場合において、当該有価証券の価額は、市長が定める額とする。

- 一 国債証券
- 二 地方債証券
- 三 日本銀行が発行する出資証券
- 四 特別の法律により法人が発行する債券

7 市長は、卸売業者が使用料その他市場に関して市に納付すべき金銭の納付を怠ったときは、当該卸売業者が預託した保証金をこれに充てることができる。

8 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市長が定めるところにより、第一項又は第四項の規定により当該卸売業者が預託した保証金の全部又は一部を返還する。

- 一 卸売業務許可を取り消されたとき
- 二 その卸売の業務を廃止したとき
- 三 業務の状況の変化その他の理由によりその預託している保証金の額が第二項の規定により市長が定める額を超えることとなったとき  
(卸売業務許可の取消し)

第十三条 市長は、卸売業者が第十条第四項第二号又は第五号から第七号までのいずれかに該当することとなったときは、その卸売業務許可を取り消さなければならない。

2 市長は、卸売業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その卸売業務許可を取り消

すことができる。

- 一 正当な理由がないのに卸売業務許可を受けた日から起算して一月以内に前条第一項の保証金を預託しないとき
- 二 正当な理由がないのに卸売業務許可を受けた日から起算して一月以内にその卸売の業務を開始しないとき
- 三 正当な理由がないのに引き続き一月以上その卸売の業務を休止したとき  
(承継)

第十四条 卸売業者がその卸売業務許可に係る卸売の業務の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、卸売業者の当該卸売の業務に係るこの条例の規定による地位を承継する。

- 2 卸売業者である法人が合併により消滅することとなる場合において、あらかじめ当該合併について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、卸売業者のこの条例の規定による地位を承継する。
- 3 卸売業者である法人が分割によりその卸売業務許可に係る卸売の業務を承継させる場合において、あらかじめ当該分割について市長の認可を受けたときは、分割により当該卸売の業務を承継した法人は、卸売業者の当該卸売の業務に係るこの条例の規定による地位を承継する。
- 4 第十条第三項から第七項までの規定は、前三項の規定による認可について準用する。この場合において、同条第三項、第四項（第三号及び第七号ハを除く。）及び第五項第一号中「卸売業務許可」とあるのは「第十四条第一項から第三項までの規定による認可」と、同項及び同条第六項中「卸売業務許可の」とあるのは「第十四条第一項から第三項までの規定による認可の」と、同条第五項各号列記以外の部分中「卸売業務許可を」とあるのは「これらの認可を」と、同条第六項中「卸売業務許可をしない」とあるのは「これらの認可をしない」と、同条第七項中「卸売業務許可を」とあるのは「第十四条第一項から第三項までの規定による認可を」と、「当該卸売業務許可」とあるのは「これらの認可」と読み替えるものとする。

(名称変更等の届出)

第十五条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- 一 名称若しくは商号又は主たる事務所の所在地を変更したとき
- 二 資本金又は出資の額を変更したとき
- 三 役員を選任し、又は解任したとき
- 四 その卸売の業務を廃止し、休止し、又は再開したとき

(売買取引の条件の公表)

第十六条 卸売業者は、市場における売買取引の条件について、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- 一 営業日及び営業時間
- 二 取扱品目
- 三 物品の引渡しの方法
- 四 委託手数料その他の物品の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額
- 五 物品の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法（この条例に定められた決済の方法に則したものに限る。）
- 六 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の販売代金以外の金銭がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。）  
（事業報告書の提出等）

第十七条 卸売業者は、卸売市場法施行規則（昭和四十六年農林省令第五十二号。以下「省令」という。）第七条第一項の定めるところにより、事業報告書を作成し、これを市長に提出しなければならない。

- 2 卸売業者は、貸借対照表及び損益計算書をその主たる事務所に備え置き、これらの閲覧の申出があったときは、これらを閲覧させなければならない。ただし、省令第七条第四項各号に掲げる正当な理由があるときは、この限りでない。  
（せり人の登録等）

第十八条 卸売業者は、そのせり人について、市長の登録を受けなければならない。

- 2 卸売業者は、前項の登録を受けようとするときは、市長が定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による登録の申請があったときは、第五項の規定により登録を拒否する場合を除き、市長が定めるところにより、次に掲げる事項をせり人登録簿に登録する。
  - 一 せり人の氏名
  - 二 登録年月日
  - 三 登録番号
- 4 市長は、前項の規定による登録をしたときは、速やかに、その旨を申請者に通知するとともに、当該登録に係るせり人に登録証を交付するものとする。
- 5 市長は、第二項の規定による登録の申請があった場合において、その申請に係るせり人が次の各号のいずれかに該当するとき、又は申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
  - 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 二 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
  - 三 第二十条又は第七十五条第二項の規定によりせり人の登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

四 仲卸業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人

五 せりを遂行するのに必要な経験又は能力を有しない者

6 市長は、前項第五号の能力を有するかどうかを判定するため、試験を行うものとする。

7 卸売業者は、第一項の登録に係るせり人以外の者にせりを行わせてはならない。

(せり人の登録の有効期間等)

第十九条 前条第一項の登録の有効期間は、当該登録の日から起算して三年とする。

2 前条第一項の登録の有効期間（当該登録の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときにあつては、当該更新を受けた登録の有効期間）の満了後引き続き当該登録に係るせり人にせりを行わせようとする卸売業者は、当該登録の有効期間の更新を受けなければならない。

3 前項の更新を受けようとする卸売業者は、有効期間の満了の日の六十日前から三十日前までの間に、市長が定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

4 第二項の規定によりその更新を受けた場合における前条第一項の登録の有効期間は、当該更新前の登録の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年（第七十五条第二項の規定により業務の停止を命ぜられた者が当該停止を命ぜられた後初めて登録の更新を受けた場合にあつては、三年）とする。

5 前条第五項（第三号を除く。）及び第六項の規定は、第二項の更新について準用する。この場合において、同条第五項中「第二項の規定による」とあるのは「次条第三項の規定による」と、同条第六項中「前項第五号」とあるのは「次条第五項において準用する前項第五号」と、「行うものとする」とあるのは、「行うものとする。ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、これを免除することができる」と読み替えるものとする。

(せり人の登録の取消し)

第二十条 市長は、せり人が第十八条第五項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当することとなったときは、当該せり人に係る同条第一項の登録を取り消すものとする。

(せり人の登録の消除)

第二十一条 市長は、せり人に係る第十八条第一項の登録がその効力を失ったときは、せり人登録簿からその登録を消除するものとする。

2 前項の規定により登録を消除されたせり人は、速やかに、その登録証を市長に返還しなければならない。

## 第二節 仲卸業者

(責務)

第二十二条 仲卸業者は、市場において、仲卸しの業務を適正かつ健全に運営するよう努めなければならない。

2 仲卸業者は、その取扱品目を公正かつ適正に評価し、分荷し、及び供給するよう努めなければならない。

3 仲卸業者は、市場の秩序を維持するとともに、公正かつ効率的な売買取引を行うよう努

めなければならない。

(数の最高限度等)

第二十三条 仲卸業者の数の最高限度は、次の表の上欄に掲げる市場及び同表の中欄に掲げる部の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数とする。

市場	部	数
本場	水産物部	三十六
	青果部	三十六
花き市場	花き部	六

2 食肉市場食肉部には、仲卸業者を置かないものとする。

(仲卸業務許可)

第二十四条 市場において仲卸しの業務を行おうとする者は、市長の許可（以下「仲卸業務許可」という。）を受けなければならない。

2 仲卸業務許可は、市場及び部の区分ごとに行う。

3 仲卸業務許可を受けようとする者は、市長が定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、仲卸業務許可を受けることができない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

三 第二十六条第一項又は第七十五条第一項第二号の規定により仲卸業務許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

四 卸売業者又はその役員若しくは使用人

五 暴力団員等

六 暴力団員等がその事業活動を支配する者

七 暴力団員等とその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

八 法人であって、その業務を行う役員のうち第一号から第五号まで又は前号のいずれかに該当する者があるもの

5 市長は、仲卸業務許可の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、仲卸業務許可をしてはならない。

一 申請者に対して仲卸業務許可をすることによって仲卸業者の数が前条第一項の最高限度を超えることとなるとき

二 申請者が市場における仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しないと認めるとき

6 市長は、仲卸業務許可の申請をした者が第二十六条第二項第二号又は第三号に該当したことにより同項の規定により仲卸業務許可を取り消され、その取消しの日から起算し

て一年を経過しない者であるときは、仲卸業務許可をしないことができる。

7 市長は、仲卸業務許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該仲卸業務許可に条件を付することができる。

(保証金)

第二十五条 仲卸業者は、仲卸業務許可を受けた日から起算して一月以内に、当該仲卸業務許可に係る市場及び部の区分ごとに保証金を市長に預託しなければならない。

2 前項の保証金の額は、市場及び部の区分ごとに当該仲卸業者の使用料の月額のうち当該仲卸業者が使用する市場施設（市場内の用地、建物その他の施設をいう。以下同じ。）の面積を基礎として算出するものの合計額に三を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

3 仲卸業者は、第一項の保証金を預託した後でなければ、その仲卸しの業務を開始してはならない。

4 仲卸業者は、その預託している保証金の額が第二項に定める額に不足することとなるときは、市長が指定する期間内に、その不足額に相当する金額を追加して市長に預託しなければならない。

5 仲卸業者は、前項の規定による預託をしないときは、同項の期間が経過した日からその預託をする日までの間は、その仲卸しの業務を行ってはならない。

6 第一項又は第四項の規定により預託する保証金は、第十二条第六項各号に掲げる有価証券をもってこれに充てることができる。この場合において、当該有価証券の価額は、市長が定める額とする。

7 市長は、仲卸業者が使用料その他市場に関して市に納付すべき金銭の納付を怠ったときは、当該仲卸業者が預託した保証金をこれに充てることができる。

8 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市長が定めるところにより、第一項又は第四項の規定により当該仲卸業者が預託した保証金の全部又は一部を返還する。

一 仲卸業務許可を取り消されたとき

二 その仲卸しの業務を廃止したとき

三 業務の状況の変化その他の理由によりその預託している保証金の額が第二項に定める額を超えることとなったとき

(仲卸業務許可の取消し)

第二十六条 市長は、仲卸業者が第二十四条第四項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当することとなったときは、その仲卸業務許可を取り消さなければならない。

2 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その仲卸業務許可を取り消すことができる。

一 正当な理由がないのに仲卸業務許可を受けた日から起算して一月以内に前条第一項の保証金を預託しないとき

二 正当な理由がないのに仲卸業務許可を受けた日から起算して一月以内にその仲卸しの業務を開始しないとき

三 正当な理由がないのに引き続き一月以上その仲卸しの業務を休止したとき  
(承継)

第二十七条 仲卸業者がその仲卸業務許可に係る仲卸しの業務の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて市長の認可を受けたときは、譲受人は、仲卸業者の当該仲卸しの業務に係るこの条例の規定による地位を承継する。

2 仲卸業者である法人が合併により消滅することとなる場合において、あらかじめ当該合併について市長の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、仲卸業者のこの条例の規定による地位を承継する。

3 仲卸業者である法人が分割によりその仲卸業務許可に係る仲卸しの業務を承継させる場合において、あらかじめ当該分割について市長の認可を受けたときは、分割により当該仲卸しの業務を承継した法人は、仲卸業者の当該仲卸しの業務に係るこの条例の規定による地位を承継する。

4 第二十四条第三項から第七項までの規定は、前三項の規定による認可について準用する。この場合において、同条第三項、第四項（第三号を除く。）及び第五項第一号中「仲卸業務許可」とあるのは「第二十七条第一項から第三項までの規定による認可」と、同項及び同条第六項中「仲卸業務許可の」とあるのは「第二十七条第一項から第三項までの規定による認可の」と、同条第五項各号列記以外の部分中「仲卸業務許可を」とあるのは「これらの認可を」と、同条第六項中「仲卸業務許可をしない」とあるのは「これらの認可をしない」と、同条第七項中「仲卸業務許可を」とあるのは「第二十七条第一項から第三項までの規定による認可を」と、「当該仲卸業務許可」とあるのは「これらの認可」と読み替えるものとする。

第二十八条 仲卸業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該仲卸業者の仲卸業務許可に係る仲卸しの業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下この条において同じ。）が当該仲卸業者の仲卸業務許可に係る仲卸しの業務を引き続き営もうとするときは、当該相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に市長に申請して、その認可を受けなければならない。

2 相続人が前項の認可の申請をした場合において、被相続人の死亡の日からその認可を受ける日又はその認可をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした仲卸業務許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第一項の認可を受けた相続人は、被相続人に係る仲卸業者のこの条例の規定による地位を承継する。

4 第二十四条第四項から第七項までの規定は、第一項の規定による認可について準用する。この場合において、同条第四項（第三号を除く。）及び第五項第一号中「仲卸業務許可」とあるのは「第二十八条第一項の規定による認可」と、同項及び同条第六項中「仲卸

業務許可の」とあるのは「第二十八条第一項の規定による認可の」と、同条第五項各号列記以外の部分中「仲卸業務許可を」とあるのは「その認可を」と、同条第六項中「仲卸業務許可をしない」とあるのは「その認可をしない」と、同条第七項中「仲卸業務許可を」とあるのは「第二十八条第一項の規定による認可を」と、「当該仲卸業務許可」とあるのは「当該認可」と読み替えるものとする。

(名称変更等の届出)

第二十九条 仲卸業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- 一 氏名、名称若しくは商号又は住所若しくは主たる事務所の所在地を変更したとき
  - 二 法人である場合にあっては、資本金又は出資の額を変更したとき
  - 三 法人である場合にあっては、役員を選任し、又は解任したとき
  - 四 その仲卸しの業務を廃止し、休止し、又は再開したとき
- 2 仲卸業者が死亡し、又は解散したときは、それぞれその仲卸業者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業報告書の提出)

第三十条 仲卸業者は、市長が定めるところにより、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日現在において作成した事業報告書をその日から起算して九十日以内に、市長に提出しなければならない。

- 一 法人である仲卸業者 事業年度の末日
- 二 個人である仲卸業者 十二月三十一日

### 第三節 売買参加者

(売買参加者承認)

第三十一条 市場において売買参加者として卸売の相手方になろうとする者は、市長の承認（以下「売買参加者承認」という。）を受けなければならない。

- 2 売買参加者承認は、市場及び部の区分ごとに行う。
- 3 売買参加者承認を受けようとする者は、市長が定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、売買参加者承認を受けることができない。
  - 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 二 次条第一項又は第七十五条第一項第三号の規定により売買参加者承認を取り消され、その取消の日から起算して一年を経過しない者
  - 三 個人であって、その申請に係る市場及び部の区分に属する仲卸業者であるもの
  - 四 卸売業者又は仲卸業者の役員又は使用人
  - 五 暴力団員等
  - 六 暴力団員等がその事業活動を支配する者
  - 七 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれの

ある者

- 5 市長は、売買参加者承認の申請があった場合において、申請者が売買参加者として必要な知識及び経験又は資力信用を有しないと認めるときは、売買参加者承認をしてはならない。

(売買参加者承認の取消し)

第三十二条 市長は、売買参加者が前条第四項各号（第二号を除く。）のいずれかに該当することとなったときは、その売買参加者承認を取り消さなければならない。

- 2 市長は、売買参加者が市長が定める事由に該当すると認めるときは、その売買参加者承認を取り消すことができる。

(名称変更等の届出)

第三十三条 売買参加者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

- 一 氏名、名称若しくは商号又は住所若しくは主たる事務所の所在地を変更したとき
  - 二 法人である場合にあつては、資本金又は出資の額を変更したとき
  - 三 法人である場合にあつては、役員を選任し、又は解任したとき
  - 四 継続して卸売を受けることをやめたとき
- 2 売買参加者が死亡し、又は解散したときは、それぞれその売買参加者の相続人又は清算人は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

#### 第四節 関連事業者

(責務)

第三十四条 関連事業者は、市場の機能の充実を図り、市場においてその業務を適正かつ健全に運営するとともに、市場の利用者の便益の増進に寄与するよう努めなければならない。

(関連事業許可)

第三十五条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場内の店舗その他の市場施設において市長が定める業務（以下「関連事業」という。）を営むことについて許可（以下「関連事業許可」という。）をすることができる。

- 2 関連事業許可を受けようとする者は、市長が定めるところにより、申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、関連事業許可を受けることができない。
- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 二 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
  - 三 第三十七条第一項又は第七十五条第一項第四号の規定により関連事業許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
  - 四 暴力団員等

五 暴力団員等がその事業活動を支配する者

六 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

4 市長は、関連事業許可の申請があった場合において、申請者が市場におけるその関連事業を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しないと認めるときは、関連事業許可をしてはならない。

(保証金)

第三十六条 関連事業者は、関連事業許可を受けた日から起算して一月以内に、当該関連事業許可に係る保証金を市長に預託しなければならない。

2 前項の保証金の額は、当該関連事業者の使用料の月額のうち当該関連事業者が使用する市場施設の面積を基礎として算出するものの合計額に三を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

3 関連事業者は、第一項の保証金を預託した後でなければ、その関連事業を開始してはならない。

4 関連事業者は、その預託している保証金の額が第二項に定める額に不足することとなるときは、市長が指定する期間内に、その不足額に相当する金額を追加して市長に預託しなければならない。

5 関連事業者は、前項の規定による預託をしないときは、同項の期間が経過した日からその預託をする日までの間は、その関連事業を行ってはならない。

6 第一項又は第四項の規定により預託する保証金は、第十二条第六項各号に掲げる有価証券をもってこれに充てることができる。この場合において、当該有価証券の価額は、市長が定める額とする。

7 市長は、関連事業者が使用料その他市場に関して市に納付すべき金銭の納付を怠ったときは、当該関連事業者が預託した保証金をこれに充てることができる。

8 市長は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市長が定めるところにより、第一項又は第四項の規定により当該関連事業者が預託した保証金の全部又は一部を返還する。

一 関連事業許可を取り消されたとき

二 その関連事業を廃止したとき

三 業務の状況の変化その他の理由によりその預託している保証金の額が第二項に定める額を超えることとなったとき

(関連事業許可の取消し)

第三十七条 市長は、関連事業者が第三十五条第三項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当することとなったときは、その関連事業許可を取り消さなければならない。

2 市長は、関連事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その関連事業許可を取り消すことができる。

- 一 正当な理由がないのに関連事業許可を受けた日から起算して一月以内に前条第一項の保証金を預託しないとき
- 二 正当な理由がないのに関連事業許可を受けた日から起算して一月以内にその関連事業を開始しないとき
- 三 正当な理由がないのに引き続き一月以上その関連事業を休止したとき  
(事業報告書の提出)

第三十八条 市長は、関連事業者に対し、市長が定めるところにより、決算期ごとに作成するその関連事業又は財産に関する事業報告書の提出を求めることができる。

(準用)

第三十九条 第二十九条の規定は、関連事業者について準用する。この場合において、同条第一項第四号中「仲卸しの業務」とあるのは、「第三十五条第一項に規定する関連事業」と読み替えるものとする。

### 第三章 売買取引及び決済の方法

(売買取引の原則)

第四十条 取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。

(売買取引の方法)

第四十一条 卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法によらなければならない。

(差別的取扱いの禁止等)

第四十二条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

2 卸売業者は、その卸売業務許可に係る市場及び部の区分に属する物品について市場における卸売のための販売の委託の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、その引受けを拒んではならない。

- 一 その申込みが第四十七条第一項の規定により届け出た受託契約約款によらないものであるとき

- 二 省令第六条各号に掲げる正当な理由があるとき

(市場外の施設に係る届出)

第四十三条 卸売業者は、卸売の業務を行うに当たり、生鮮食料品等を保管する施設を市場外に設置したときは、市長が定めるところにより、その施設の位置その他必要な事項を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした卸売業者は、当該届出に係る施設の位置を変更し、又はその利用を廃止したときは、遅滞なく、市長が定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(卸売業者の買受け等の制限)

第四十四条 卸売業者は、その卸売業務許可に係る市場及び部の区分に属する物品の卸売

をしたときは、仲卸業者又は売買参加者から当該卸売に係る物品の販売の委託を引き受け、又は当該物品を買い受けてはならない。

(財産上の利益の受領の禁止)

第四十五条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から第五十八条第一項の委託手数料以外の金銭その他の財産上の利益を受けてはならない。

(食肉市場食肉部の特例)

第四十六条 食肉市場食肉部の卸売業者は、家畜を解体し、枝肉、部分肉及び副産物として卸売をすることの委託を受けることができる。

2 食肉市場食肉部の卸売業者は、牛及び豚の枝肉については、市長が指定する格付機関の格付けを受けた冷枝肉でなければ卸売をしてはならない。

(受託契約約款)

第四十七条 卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて受託契約約款を定め、これを市長に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の受託契約約款には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 委託物品の引渡し及び受領に関する事項

二 受託物品の保管に関する事項

三 受託物品の手入れ等に関する事項

四 受信場所に関する事項

五 送り状又は発送案内に関する事項

六 受託物品の上場に関する事項

七 販売条件の設定及び変更に関する事項

八 委託の解除、委託替及び再委託に関する事項

九 委託手数料に関する事項

十 委託者の負担すべき費用に関する事項

十一 仕切りに関する事項

十二 第四十九条第三項及び第七十八条の規定による場合に関する事項

十三 量目及び計量に関する事項（食肉市場食肉部に限る。）

十四 枝肉として販売することを条件として委託を受けた家畜の保管料（消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額（以下「消費税額等」という。）を含む額とする。）、とさつ解体料（消費税額等を含む額とする。）及びと畜検査手数料並びに原皮、内臓その他の副産物の販売方法及び卸売価格（せり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法に係る単位当たりの価格（以下「単価」という。）に消費税額等を加えた額（その額に五十銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときはこれを一円に切り上げた額）をいう。以下同じ。）の予定額に関する事項（食

肉市場食肉部に限る。)

十五 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

- 3 卸売業者は、第一項の規定により届け出た受託契約約款を卸売場、荷受所又はその主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(受託物品の受領通知及び検収)

第四十八条 卸売業者は、受託物品を受領したときは、その委託者に対して直ちに当該受託物品の種類、数量、等級、品質及び受領日時を記載した物品受領通知書により、その旨を通知しなければならない。ただし、受領の日の翌日までに売買仕切書を送付するときは、この限りでない。

- 2 卸売業者又は卸売業者から受託物品の検収に係る委託を受けた者は、当該受託物品の受領に係る検収を確実にを行い、当該受託物品の種類、数量、等級、品質等について異状を認めるときは、市長が指定する職員の確認を受け、その結果を前項本文の物品受領通知書又は同項ただし書の売買仕切書に付記しなければならない。ただし、当該受託物品の受領に委託者又はその代理人が立ち会っていてその了承を得られたときは、この限りでない。
- 3 卸売業者は、受託物品の異状については、前項ただし書に規定する場合を除き、同項本文の確認を受けなければ委託者に対抗することができない。

(卸売の相手方の明示及び卸売物品の引取り)

第四十九条 卸売業者は、その卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう措置しなければならない。

- 2 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。
- 3 卸売業者は、仲卸業者又は売買参加者が物品の引取りを怠ったと認められるときは、当該仲卸業者又は売買参加者の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。
- 4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売に係る価格が物品の引取りを怠った仲卸業者又は売買参加者に対する卸売に係る価格より低いときは、その差額を当該仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。

(仲卸業者の市場外施設)

第五十条 仲卸業者は、その仲卸業務許可に係る市場及び部の区分に属する物品の貯蔵、保管、配送等をするための施設を市場外に設置したときは、当該施設の位置及び名称を記載した書面をその主たる事務所に備え付けなければならない。

- 2 仲卸業者は、市長が前項の書面の提出を求めたときは、速やかに、これに応じなければならない。

(売買取引の制限)

第五十一条 市長は、せり売又は入札の方法による卸売について、次の各号のいずれかに該当するときは、その売買を差し止め、又はせり直し若しくは再入札を命ずることができる。

- 一 談合その他不正な行為があると認めるとき
  - 二 不当な単価が形成され、又は形成されるおそれがあると認めるとき
- 2 市長は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は買出人が次の各号のいずれかに該当するときは、その売買を差し止めることができる。
- 一 売買について不正又は不当な行為があると認めるとき
  - 二 買受代金の支払を怠ったとき
- (衛生上有害な物品の売買禁止等)

第五十二条 市長は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする。

- 2 衛生上有害な物品は、市場において売買し、又は売買の目的をもって所持してはならない。
- 3 市長は、衛生上有害な物品の売買を差し止め、又は撤去を命ずることができる。
- 4 市場へ入場する者は、衛生上有害な物品を市場に搬入することがないように努めるものとする。

(卸売予定数量等の報告)

第五十三条 卸売業者は、市長が定めるところにより、開場日(第五条の規定により開場する日をいう。以下同じ。)ごとに、次に掲げる物品について、品目ごとの卸売予定数量及び主要な産地を市長に報告しなければならない。

- 一 せり売又は入札の方法により当日卸売をする物品(第四号に掲げるものを除く。)
- 二 相対による取引の方法により当日卸売をする物品(次号及び第四号に掲げるものを除く。)
- 三 仲卸業者、売買参加者以外の者に当日卸売をする物品
- 四 市場外にある当日卸売をする物品

2 卸売業者は、市長が定めるところにより、開場日ごとに、前項各号に掲げる物品について、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値(省令第三条第二項第二号に規定する高値をいう。以下同じ。)、中値(同号に規定する中値をいう。以下同じ。))及び安値(同号に規定する安値をいう。以下同じ。))に区分した卸売価格の実績を市長に報告しなければならない。

3 卸売業者は、毎月十日までに前月中に卸売をした物品の数量及び卸売金額(せり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法に係る金額に消費税額等を加えた額(その額に五十銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときはこれを一円に切り上げた額)をいう。以下同じ。))の実績を市長に報告しなければならない。

(卸売業者による売買取引の結果等の公表)

第五十四条 卸売業者は、開場日ごとに、前条第一項各号に掲げる物品について、その日の主要な品目ごとの卸売予定数量及び主要な産地を卸売の開始時刻までに、インターネット

トの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- 2 卸売業者は、開場日ごとに、卸売が終了した後速やかに、前条第一項各号に掲げる物品について、その日の主要な品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格の実績をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
- 3 卸売業者は、省令第八条第一項第三号に掲げる事項を、毎月十日までに、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(開設者による売買取引の結果等の公表)

第五十五条 市長は、卸売業者から第五十三条第一項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その日の主要な品目ごとの卸売予定数量及び主要な産地並びに前開場日の主要な品目ごとの卸売の数量及び卸売価格の実績をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

- 2 市長は、卸売業者から第五十三条第二項の規定による報告を受けたときは、速やかに、同条第一項各号に掲げる物品について、その日の主要な品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格の実績をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

(卸売業者の決済の方法等)

第五十六条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、その卸売をした日の翌日（出荷者と特約をしたときは、その特約において定められた期日）までに、その出荷者に対し、売買仕切金の額を通知するとともに、当該出荷者と取り決めた決済の方法により、売買仕切金を支払わなければならない。

- 2 卸売業者は、出荷者に対し、前項の規定による通知及び支払をした後、速やかに、売買仕切書を送付しなければならない。ただし、売買仕切書の送付日に係る特約があるときは、その定めに従う。
- 3 前項の売買仕切書には、当該卸売をした受託物品の品目、等級、単価、数量その他市長が定める事項を正確に記載しなければならない。第六十一条ただし書の規定により卸売金額の変更をした受託物品についても、同様とする。
- 4 卸売業者は、物品を買い受けたときは、その出荷者と取り決めた決済の方法により、当該出荷者に対し、買い受けた日の翌日までに、買受代金を支払わなければならない。ただし、支払日に係る特約があるときは、その定めに従う。

第五十七条 卸売業者は、出荷者と前条第二項ただし書又は第四項ただし書の特約をしたときは、次に掲げる事項を記載した書面をその主たる事業所に備え付けなければならない。

- 一 特約の相手方の氏名、名称又は商号及び住所又は主たる事務所の所在地
- 二 支払方法
- 三 特約の内容

2 卸売業者は、市長が前項の書面の提出を求めたときは、速やかに、これに応じなければならない。

(委託手数料)

第五十八条 卸売業者は、卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者からせり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法に係る金額に百分の百十を乗じて得た額に一定の率を乗じて得た額を委託手数料として収受することができる。

2 卸売業者は、前項の一定の率を定め、又は変更しようとするときは、市長が定めるところにより、あらかじめ当該率その他の事項を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出を行う卸売業者に対し、第一項の一定の率がその経営に与える影響その他必要な事項について説明を求めることができる。

4 卸売業者は、第一項の一定の率を卸売場、荷受所又はその主たる事務所の見やすい場所に掲示し、委託者に周知しなければならない。

(出荷奨励金の交付)

第五十九条 卸売業者は、市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、市長が定める基準に従い、出荷者に対して出荷奨励金を交付することができる。

(買受代金の即時支払義務)

第六十条 卸売の相手方は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しと同時に（卸売業者があらかじめ卸売の相手方と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、当該卸売業者と取り定めた決済の方法により、当該買い受けた物品の代金（買い受けた額に消費税額等を加えた額とする。以下同じ。）を支払わなければならない。

2 仲卸業者から物品を買い受けた者は、当該物品の引渡しと同時に（仲卸業者があらかじめ物品を買い受けた者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに）、当該仲卸業者と取り決めた決済の方法により、当該買い受けた物品の代金を支払わなければならない。

3 第一項の特約をした卸売業者は、当該特約が効力を有する間、当該特約の相手方及び内容を記載した書面をその主たる事務所に備え付けなければならない。

4 卸売業者は、市長が前項の書面の提出を求めたときは、速やかに、これに応じなければならない。

5 市長は、第一項の特約が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該特約に定めた事項の変更その他必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

一 当該特約の相手方以外の卸売の相手方に対して不当に差別的な取扱いとなるものであるとき

二 当該特約により卸売業者の財務の健全性が損なわれ、又はその卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき

6 第五十六条第一項及び第四項並びに第一項及び第二項に定めるもののほか、取引参加者は、取引の相手方と取り決めた支払期日及び支払方法により、市場における売買に係る

代金を支払わなければならない。

(卸売金額の変更の禁止)

第六十一条 卸売業者は、卸売をした物品の卸売金額の変更をしてはならない。ただし、市長が指定する職員が正当な理由があると確認したときは、この限りでない。

(完納奨励金の交付)

第六十二条 卸売業者は、卸売金額の期限内の完納を奨励するため、市長が定める基準に従い、仲卸業者又は売買参加者に対して完納奨励金を交付することができる。

第四章 卸売の業務に係る物品の品質管理

第六十三条 市長は、市場及び部の区分ごとに、卸売の業務に係る物品の品質管理の方法として、次に掲げる事項を規則で定めるものとする。

一 施設の取扱品目

二 施設の設定温度及び温度管理に関する事項

三 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、品質管理の高度化を図るために必要な事項

2 卸売業者、仲卸業者その他の市場関係事業者は、前項の規定により規則で定める物品の品質管理の方法に従わなければならない。

第五章 市場施設の使用

(市場施設の使用許可)

第六十四条 市長は、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者に対し、市場施設の使用の許可をすることができる。

2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者以外の者に対し、市場施設の使用の許可をすることができる。

3 前項の許可を受けた者は、当該許可を受けた日から起算して一月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

4 前項の保証金の額は、第二項の許可を受けた者の使用料の月額のうちその者が使用する市場施設の面積を基礎として算出するものの合計額に三を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

5 第二項の許可を受けた者は、その預託している保証金の額が前項に定める額に不足することとなるときは、市長が指定する期間内に、その不足額に相当する金額を追加して市長に預託しなければならない。

6 第三項本文又は前項の規定により預託する保証金は、第十二条第六項各号に掲げる有価証券をもってこれに充てることができる。この場合において、当該有価証券の価額は、市長が定める額とする。

7 市長は、第二項の許可を受けた者が使用料その他市場に関して市長に納付すべき金銭の納付を怠ったときは、その者が預託した保証金をこれに充てることができる。

8 市長は、第二項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市長が定めるところにより、第三項本文又は第五項の規定によりその者が預託した保証金の全部又は一部を返還する。

一 その許可が効力を失ったとき

二 市場施設の使用の状況の変化その他の理由によりその預託している保証金の額が第四項に定める額を超えることとなったとき

(用途変更、転貸等の禁止)

第六十五条 前条第一項又は第二項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可に係る市場施設の用途を変更し、又は当該市場施設の全部若しくは一部を転貸し、若しくは他人に使用させてはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(現状変更の制限等)

第六十六条 使用者は、市場施設において建築、造作、模様替えその他市場施設の原状に変更を加える行為をしてはならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 市長は、使用者が前項ただし書の承認を受けた場合において、市場施設において建築、造作、模様替えその他市場施設の原状に変更を加える行為をしたときは、当該市場施設の返還の際、その使用者に対し、原状回復又はこれに代わる費用の弁償を命ずることができる。

(原状回復)

第六十七条 使用者は、その許可が効力を失ったときは、速やかに、原状に回復する措置をとらなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(許可の取消しその他の規制)

第六十八条 市長は、市場施設の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し、その許可を取り消し、又はその使用の停止を命ずることができる。

(修復命令等)

第六十九条 市長は、故意又は過失により市場施設を滅失し、又は損傷した者に対し、その修復又はその費用の弁償を命ずることができる。

(使用料等)

第七十条 市場の使用料（消費税額等を含む額とする。）は、別表に定める金額の範囲内で市長が定める。

2 市場において使用する電気、ガス、水道等の費用（消費税額等を含む額とする。）で市長が指定するものは、使用者の負担とする。

3 使用期間が一月に満たない場合の使用料の額は、日割計算による。

(使用料の減免)

第七十一条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。

- 一 使用者の責めに帰することができない理由により市場施設を引き続き三日以上使用できなかったとき
- 二 使用者がこの条例に基づく処分を受け、市場施設を引き続き三日以上使用しなかったとき
- 三 前二号に掲げる場合のほか、市長が特別の理由があると認めたとき

#### 第六章 監督

(指導又は助言)

第七十二条 市長は、この条例その他の法令の規定に定められている事項を取引参加者及び関連事業者に遵守させるため、必要な限度において、これらの者に対し、指導又は助言をすることができる。

(報告の徴収等)

第七十三条 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、これらの者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善措置命令)

第七十四条 市長は、卸売業者の財産の状況が次の各号のいずれかに該当する場合において、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、卸売業者に対し、当該卸売業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

- 一 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が市長が定める率を下回った場合
  - 二 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が市長が定める率を下回った場合
  - 三 前二号に掲げる場合のほか、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため財産の状況につき是正を加える必要があると市長が認める場合
- 2 市長は、市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、卸売業者に対し、当該卸売業者の業務又は会計に関し必要な改善措置（第五十八条第一項の一定の率に関するものを含む。）をとるべき旨を命ずることができる。
  - 3 市長は、仲卸業者の財産の状況が第一号及び第三号に該当する場合又は第二号及び第

三号に該当する場合において、市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めるときは、必要な限度において、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

一 流動資産の合計金額の流動負債の合計金額に対する比率が市長が定める率を下回った場合

二 資本の合計金額の資本及び負債の合計金額に対する比率が市長が定める率を下回った場合

三 市長が定める数以上の事業年度において連続して経常損失が生じた場合

4 市長は、市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、仲卸業者に対し、当該仲卸業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

5 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、必要な限度において、関連事業者に対し、当該関連事業者の業務又は会計に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

(監督処分)

第七十五条 市長は、次の各号に掲げる者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分若しくはこれに付した条件に違反したときは、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置を命じ、又は当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める処分をすることができる。

一 卸売業者 卸売業務許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその卸売の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること

二 仲卸業者 仲卸業務許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその仲卸しの業務の全部若しくは一部の停止を命ずること

三 売買参加者 売買参加者承認を取り消し、又は六月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずること

四 関連事業者 関連事業許可を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその関連事業の全部若しくは一部の停止を命ずること

五 第六十四条第二項の許可を受けた者 同項の許可の全部若しくは一部を取り消し、又は六月以内の期間を定めて市場施設の使用の全部若しくは一部の停止を命ずること

2 市長は、せり人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

一 この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分若しくはこれに付した条件に違反したとき

二 せり売に関して委託者、仲卸業者又は売買参加者と通じて不当な処置をし、又はこれらの者に談合その他の不正行為をさせたとき

三 その業務に関して委託者、仲卸業者又は売買参加者から金銭その他の財産上の利益

を受けたとき

四 前三号に掲げる場合のほか、市場においてその業務に公正を欠く行為があったと認められるとき

- 3 卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分若しくはこれに付した条件に違反する行為をしたときは、その行為者に対して六月以内の期間を定めて市場への入場を停止するほか、その法人又は人に対して第一項の規定を適用する。

#### 第七章 市場運営協議会及び市場取引委員会

##### (市場運営協議会)

第七十六条 市場における業務の運営に関し必要な事項を調査審議するため、仙台市中央卸売市場運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。
- 一 市場の運営に関すること
  - 二 市場の整備に関すること
- 3 協議会は、委員二十名以内をもって組織する。
- 4 委員は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他利害関係者及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。
- 5 前二項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。
- (市場取引委員会)

第七十七条 市場における売買取引に関し必要な事項を調査審議するため、市場及び部の区分ごとに市場取引委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。
- 一 開場日及び開場の時間
  - 二 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法
  - 三 卸売の業務に係る物品の品質管理の方法
  - 四 市場関係事業者に関する事項
  - 五 市場における公正かつ効率的な売買取引の確保に関すること
- 3 委員会の名称は、次の表の上欄に掲げる市場及び同表の中欄に掲げる部の区分に応じ、同表の下欄に掲げる名称とし、各委員会は、委員十一名以内をもって組織する。

市場	部	委員会の名称
本場	水産物部	仙台市中央卸売市場水産物部取引委員会
	青果部	仙台市中央卸売市場青果部取引委員会
食肉市場	食肉部	仙台市中央卸売市場食肉部取引委員会
花き市場	花き部	仙台市中央卸売市場花き部取引委員会

- 4 委員は、卸売業者、仲卸業者、売買参加者その他利害関係者及び学識経験のある者のうち

ちから、市長が委嘱し、又は任命する。

5 前二項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 第八章 雑則

##### (卸売の業務の代行)

第七十八条 市長は、卸売業者がその卸売の業務の全部又は一部を行うことができなくなったときは、当該卸売業者に対し、販売の委託の申込みのあった物品について他の卸売業者に当該卸売の業務を行わせるものとする。

2 市長は、市場に出荷された物品について委託の引受けをする卸売業者がないとき又は前項の卸売の業務を他の卸売業者に行わせることが不相当と認めるときは、自ら卸売の業務を行うものとする。

3 前二項の規定は、市場に出荷された物品について委託の引受けをする卸売業者が不明な場合について準用する。

##### (無許可営業の禁止)

第七十九条 卸売業者、仲卸業者及び関連事業者がそれぞれその許可を受けた業務を行う場合並びに市長が必要と認める者が営業行為を行う場合を除くほか、市場内においては、物品の販売その他の営業行為をしてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、市場からの退去を命ずることができる。

##### (市場への出入り等に対する指示)

第八十条 市場への出入り、市場施設の使用並びに物品の搬入、搬出及び市場内の運搬については、市長の指示に従わなければならない。

##### (市場の秩序の保持等)

第八十一条 市場へ入場する者は、市場の秩序を乱し、又は公共の利益を害する行為をしてはならない。

2 市長は、市場の秩序の保持又は公共の利益の保全を図るため必要があると認めるときは、市場へ入場する者に対し、入場の制限その他必要な措置をとることができる。

##### (許可等の条件)

第八十二条 第十条第七項（第十四条第四項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）及び第二十四条第七項（第二十七条第四項及び第二十八条第四項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定めるもののほか、この条例の規定による許可又は承認には、条件を付することができる。

2 第十条第七項及び第二十四条第七項の条件並びに前項の条件は、許可、認可又は承認に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、認可又は承認を受けた者に不当な義務を課すこととならないものでなければならない。

##### (委任)

第八十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 第九章 罰則

第八十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第七十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 二 第七十九条第一項の規定に違反した者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和二年六月二十一日から施行する。  
(処分等に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前に卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第六十二号)第一条の規定による改正前の法及びこの条例による改正前の仙台市中央卸売市場業務条例(以下「改正前の条例」という。)の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の仙台市中央卸売市場業務条例(以下「改正後の条例」という。)中にこれに相当する規定があるときは、改正後の条例の相当規定によってしたものとみなす。  
(市場運営協議会に関する経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第七十四条第一項の規定により置かれた仙台市中央卸売市場運営協議会の委員である者は、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)に、改正後の条例第七十六条第四項の規定により協議会の委員として委嘱されたものとみなす。  
(市場取引委員会に関する経過措置)
- 4 この条例の施行の際現に改正前の条例第七十四条の二第一項の規定により置かれた市場取引委員会の委員である者は、施行日に、改正後の条例第七十七条第四項の規定により委員会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。  
(罰則に関する経過措置)
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表(第七十条関係)

(平三一、三・全改)

一 本場及び花き市場

種別		金額
卸売業者 市場使用 料	売上高割使用 料	せり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法に係る金額に百分の百十を乗じて得た額に千分の三を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

	面積割使用料	売場面積一平方メートルにつき 低温売場 一月 一、一三五円 その他の売場 一月 一七二円
仲卸業者 市場使用 料	売上高割使用 料	市場内の卸売業者、仲卸業者又は関連事業者以外の者より買い入れた 物品の販売金額（消費税額等を除く額とする。）に百分の百十を乗じ て得た額に千分の三を乗じて得た額（その額に一円未満の端数がある ときは、これを切り捨てた額）
	面積割使用料	売場面積一平方メートルにつき 一月 一、〇三〇円
関連事業 者市場使 用料	売上高割使用 料	市場内の卸売業者、仲卸業者又は関連事業者以外の者より買い入れた 生鮮食料品等の販売金額（消費税額等を除く額とする。）に百分の百 十を乗じて得た額に千分の一を乗じて得た額（その額に一円未満の端 数があるときは、これを切り捨てた額）
	面積割使用料	使用面積一平方メートルにつき 一月 一、一八八円
事務室使用料		一平方メートルにつき 一月 一、五八四円
倉庫使用料		一平方メートルにつき 一月 五五四円
冷蔵庫使 用料	F級	一月 六八七、五〇〇円
	C級	一月 一、二五一、八〇〇円
製氷施設使用料		一月 一、一二八、五一九円
処理加工所使用料		一平方メートルにつき 一月 七九二円
買荷保管積込所使用料		一平方メートルにつき 低温買荷保管積込所 一月 九六四円 その他の買荷保管積込所 一月 六三四円
配送センター・加工場使 用料		一月 六、一九〇、八〇〇円
福利厚生施設（体育館） 使用料		一月 三一六、八〇〇円
天然ガススタンド使用料		一月 二二六、六〇〇円
土地使用料		一平方メートルにつき 一月 一〇六円

## 二 食肉市場

種別	金額
----	----

卸売業者 市場使用 料	売上高割使用料		せり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法に係る金額に百分の百十を乗じて得た額に千分の三を乗じて得た額（その額に一元未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
	面積割使用料		卸売場施設一式 一月 三九六、〇〇〇円
事務室使用料			一平方メートルにつき 一月 一、二一〇円
冷蔵庫使 用料	甲		一月 四、一九七、八〇九円
	乙	S・F級	一月 二三一、〇〇〇円
		F級	一月 二二〇、〇〇〇円
		C級	一月 五六一、〇〇〇円
懸肉室使用料			一月 一、三六一、九〇五円
加工場使用料			一月 四、六四六、四〇〇円
食肉衛生検査室使用料			一月 三七一、二五〇円
土地使用料			一平方メートルにつき 一月 七七円